

## 産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

横浜市は、産業廃棄物収集運搬業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、平成 29 年 1 月 1 日付で次のとおり許可取消処分を行いましたので、お知らせします。

なお、今回の処分は、下記事業者からの許可の更新申請が提出されたことを受けて本市で欠格要件への該当の有無を確認したところ、これに該当することが判明したために現行の許可について取り消しを行うものです。

名 称：株式会社 水村建設

住 所：神奈川県横浜市旭区市沢町 3 3 7 番地の 1 9

許可の種類：産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く）

（許可番号 第 0 5 6 0 0 0 4 4 1 2 0 号）

処分の内容：産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を除く） 許可の取消

処分の理由： 同社は、法第 25 条第 1 項第 15 号に該当したことにより、罰金刑の略式命令を受け、刑が確定した。

このことは、法 14 条第 5 項第 2 号イ（法第 7 条第 5 項第 4 号ハ）の欠格要件に該当し、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 1 号の規定により許可を取り消さなければならないため。 <法令については裏面参照>

お問合せ先

資源循環局 産業廃棄物対策課長 岸本 健二 Tel 045-671-2526

【参考】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（関連部分のみ抜粋）

（罰則）

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

（焼却禁止）

第十六条の二 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。（後略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

二 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロ若しくはハに該当するに至ったとき。

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（中略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。（後略）

五 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。（後略）

五 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百

四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者